

壱岐市公告第10号

公募型プロポーザルの実施（公告）

壱岐市インバウンド誘客促進業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和8年4月8日

壱岐市長 篠原 一生

記

1 業務概要

- (1) 業務の名称 壱岐市インバウンド誘客促進業務
- (2) 業務内容 別添仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

- (1) 公募型プロポーザル参加表明書（様式2）の提出期限の日までの過去5年間に於いて、当該業務と類似する業務の契約実績が1件以上あること。
- (2) 指定する期日までに公募型プロポーザル参加表明書（様式2）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加資格制限を受けている者
- (2) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (4) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (5) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県、国及び他の地方自治体から受けている者又は受けることが明らかである者
- (6) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者

- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (8) この公告の日から見積執行期日の前日までの間において、壱岐市契約等における暴力団の排除措置に関する要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル実施要領等の関係資料は、次に示す壱岐市のウェブサイト内に令和 8 年 4 月 1 7 日（金）まで掲載して配布する。

<https://www.city.iki.nagasaki.jp/soshiki/kankouka/oshirase/.html>

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい事業者は、参加表明書（様式 2）及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留など配達記録が残るものに限る）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 11 に定める機関
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出期限 令和 8 年 4 月 1 7 日（金）午後 5 時まで※必着

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和 8 年 4 月 2 0 日（月）までに申請者へ通知する。

7 提案書の提出方法等

別添の実施要領により、提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留など配達記録が残るものに限る）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 11 に定める機関
- (3) 提出部数 6 部（正 1 部、副 5 部）
- (4) 提出期限 令和 8 年 4 月 2 7 日（月）午後 5 時まで※必着

8 企画提案書の審査

提出された提案書及び関係書類について、壱岐市インバウンド誘客促進業務委託審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

壱岐市財務規則のもと、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

納付を免除する。

11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触562

（名称）壱岐市 地域振興部 観光課

（電話）0920-48-1130（メール）iki-kankou@city.iki.lg.jp

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び壱岐市財務規則に準ずるものとする。